

# 領主黒田直綱なおつなと岡津村

新訂寛政重修諸家譜ちゆうしゆによると「元和元年（一六一五）の役に従軍し、従五位信濃守に叙され、十一月十五日、伊豆国四方郡内（二千石）と二月十二日に相模国鎌倉郡・足柄下郡内（千石）を支配し三河国と合わせて四千石を知行した」とあるように、彦坂小刑部元正が支配していた幕府直轄領岡津村は、元和元年に旗本黒田信濃守直綱の領地となった。

岡津村は、中央を阿久和川が流れ、周囲を山に囲まれた地域で、上飯田村、下飯田村、和泉村、中田村と比べて谷戸の多い所である。

正保二年（一六四五）の検地によると、岡津村は田三十四町一反余、畑七十五町四反余で、村高は三百三十石五升である。しかし、元禄年間（一六八八〜一七〇四）のものと考えられる『相模国寄場組合村高家数明細帳』によると村高は、六百七十八石四斗八升と倍増している。

正保年間から元禄年間の三十数年の間に、岡津村では盛んに新田開発が行われたのであろう。

当時、農民には年貢だけでなく、村入用費や助郷などの負担があった。宿場では、伝馬役や人夫役を負担していた

が、特に参勤交代等で通行

の多かつ

た東海道

の宿場で

は、常備

の馬や人

夫では不

足するの

で、それ

を補うた

めに周辺

の村にも

負担させ

た。戸塚

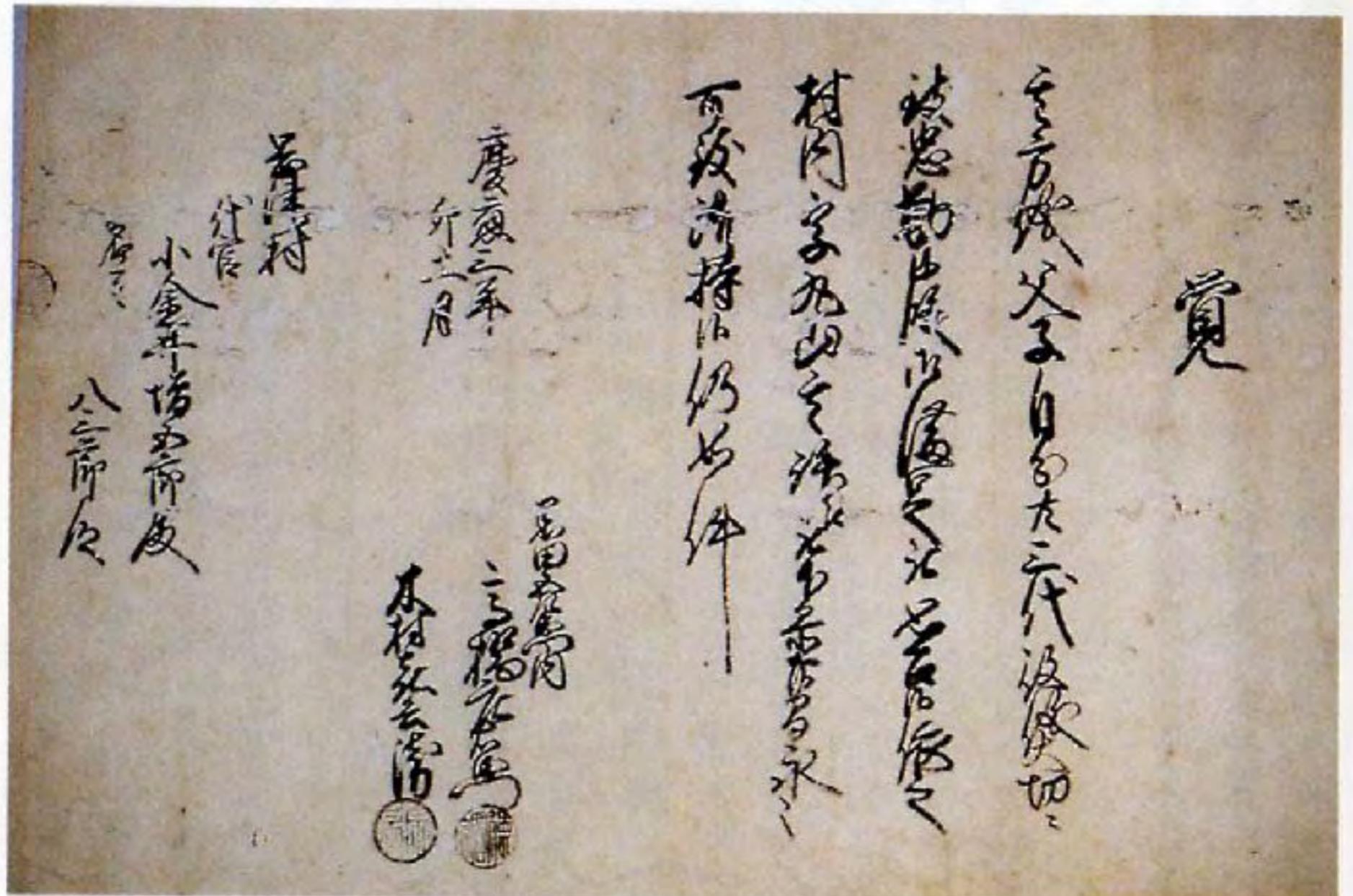
宿では、

鎌倉郡三

十六か村、

高座郡二十一か村の村々が各村高に応じて人馬

の負担をしている。これが助郷役である。享和三年（一八一三）の『助郷村々高仕訳書上帳』によると、泉区内の各村の戸塚宿の助郷勤高は次の通りである。



小金井家文書

村名	村高	助郷勤高
上飯田村	四〇〇石	一二五石
和泉村	四二二石四斗五升	三〇〇石
中田村	一一一石九斗三升五合	一〇〇石
岡津村	三三〇石五升	三三〇石

〔下飯田村は、戸塚宿の助郷は勤めていない。〕

岡津村の農民は、どのくらい助郷役を負担していたか記

録がないのでわからないが、田谷村の場合をみると次の通りである。

上の表は、天保十五年（一八四四）

二月から翌年の一月までの田谷村の人々が御伝馬役で戸塚宿に出勤した月毎の日数である。助郷役の割当は、農民の田畑の持高に応じて行われ、農民にとっては重い負担であった。

寛永元年（一六二四）黒田直綱は二十五歳で死去した。墓所は、江戸浅草の新光明寺である。

岡津村は、代々黒田家が支配してきたが、明治元年に神奈川府（県）の管轄となった

二月	十日
三月	十六日
四月	十二日
五月	十一日
六月	五日
七月	十一日
八月	六日
九月	十日
十月	八日
十一月	三日
十二月	三日
一月	四日
計	九十九日

## 15 普光寺と天神社の筆塚

中田さちが丘線沿いに、新義真言宗光応山東光院普光寺がある。本尊は、像高四七・三cm、玉眼、彩色の聖観音像で、背面に墨書銘がある。この銘文から観音像は、長禄三年（一四五九）に造立されたと考えられる。この仏像から考えて円威和尚が当寺を開創したのはそれ以前ではないかと思われる。

大日本国相州鎌倉府山内懸居口□庵主

致誠命工彫刻

此尊像 伏願現当二世願望円成者

□長禄己卯孟夏吉日謹志

現本堂は

平成三年に

落慶した。

内陣には弘

法大師の一

生を描いた欄間があり、境内には歓喜天堂や四国八十八か所の砂が納められた砂踏霊場がある。

寺の入口にある天神社の境内に「筆塚」と刻まれた石碑が立っている。寺子屋師匠原田由右衛門の門人たちが建立したものである。

原田由右衛門は、元治元年（一八六四）、四十九歳の時に宅地内で寺子屋「不及庵稽古所」を開き、上矢部村、岡津村、名瀬村、後山田村（現川上町）、中田村の子弟を教

えていた。

当時、寺子屋への入学のことを、登山といった。登山する時の入学金（東修）や授業料（謝儀）は記録がないので分からないが、鶴見の関口藤右衛門が開いた寺子屋の場合をみると、東修や謝儀は共に百〜二百文であるところから、原田由右衛門が開いた寺子屋も同じようなものであったと思われる。

教育内容は、いろは四十八文字、十干十二支、国尽、近郷村名、農村往来、消息往来、庭訓往来、実語教、童子教、



天神社の筆塚

御触書、五人組帳前書などであった。次の規約は、由右衛門が開いた寺子屋の「対子供制詞之条々」



普光寺

（横浜市文化財調査報告書第二十三輯 内田四方蔵調査報告）である。当時の寺子屋の学習内容や様子を知る上で貴重な資料（川上町大山家所蔵文書）なので、全文をここに紹介した。

《対子供制詞の条々》

- 一 毎朝早朝に出席致し申すべく候こと。
- 一 日々手習い、読み物油断なく出精致し申すべく候こと。
- 一 総じて何事によらず師匠、両親の申し付け候ことあい背き申すまじく候こと。
- 一 張番の者共別して身分を慎み、稚者共へ真実に敬い申すべく候こと。
- 一 軽き者共は、張番の申し候こと共急度相背き申すまじく候こと。
- 一 惣じてこの席において役人の息子顔をいたし、あるいは、家の大小を論じ、または高慢顔をいたし申すまじく候こと。
- 一 傍輩中、無益の口論等をいたし、あるいは大口悪たい、または大騒ぎ、悪いいたずら等堅くいたし申すまじく候こと。
- 一 総じて紙、墨、筆等そまつにいたし、手本、書物をよごし、顔、手足を墨ぬりいたし、ばか絵を書き申すまじく候こと。



寺子屋の規則

一自分より覚えよき友は、たとえ年下に候とも敬いをうくべく候こと。

一毎日往来の節、途中にてけんか口論、または相撲等いたし、あるいは道ふちの上土を取り川へ投げ込み、総じて火持ち遊び等堅くつかまつるまじく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

こと。

一日々銘々はき物まつすぐに直し、上り下りいたし、みだりに投げちらし申すまじく候こと。

一手習の義は昼前式度、昼後壹度あい習い申すべく、もつとも雨天の節は昼前後壹度ずつあい習い申すべく候こと。

と。

一読物の義は日々油断無く浚い申すべく候こと。

復読之次第

初日 実語教 五日目 大学

二日目 今川 六日目 中庸

三日目 庭訓 七日目 論語一

四日目 式目 八日目 論語二

以下右に順ずべく候こと。

右の条々、怠りなくあい守り申すべく候 以上

慶応二年丙寅正月吉日

大山氏蔵書

不及庵稽古所では、当時尊重されていた四書等まで扱っていたようで、農村の寺子屋としては、程度の高い教育を行っていたと考えられる。

また「手習」は、単に文字を上手に書くというだけでなく、文字を書くときの心構えや、兄弟子や師匠に指導してもらったときの態度や礼儀作法、兄弟子の目下への心構え等まで教えられていたことがわかる。

の穂をぬぎ、または稲の穂をぬぎ、あるいは穂をこぎ、まき散らし申すまじく候こと。

一総じて途中において博打等いたし、また菓子くだもの類買ひ食い申すまじく候こと。

一家の内にては申すおよばず、途中にても人にあい候節はきつとお辞儀をいたし、失礼これなきようあい心がけ申すべく候こと。

一惣じて読物の内、無益の口きくべからず候こと。

一平日断りなく休むこと申すまじく候こと。

一惣じて言葉遣いていねいにいたし申すべく候こと。

一飼鳥・魚釣など無益な殺生は堅くいたさず申すまじく候